

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 9 月 17 日現在

機関番号：24602

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730529

研究課題名(和文) 地域自立支援協議会における障害者の居住支援活動と福祉コミュニティの形成

研究課題名(英文) Studies on the Activation of Housing Support System for Disabled People and the Welfare Community Formation in Regional Independent Living Support Councils

研究代表者

古山 周太郎 (Koyama, Shutaro)

奈良県立大学・私立大学の部局等・准教授

研究者番号：80530576

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円、(間接経費) 600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、地域主体の協働に基づく居住支援のありかたを実証的に明らかにすると共に、地域自立支援協議会の活動を通じて、福祉コミュニティが形成される側面を考察することである。全国の地域自立支援協議会の取り組みを調べたところ、居住に関するテーマを扱う協議会は限られているが、実際に活動している協議会は主に4つの活動に分類でき、行政機構や運営の脆弱性といった共通課題が明らかになった。また、協議会参加団体の居住支援活動実態と課題把握を行ったところ、多層的な活動内容と主体間の連携の必要性が明らかになり、居住問題解決にむけて福祉コミュニティの形成されはじめていることが考察された。

研究成果の概要(英文)：The aim of this study is to know the actual condition of housing support systems for disabled person and the welfare community formation in regional independent living support councils of local communities. I surveyed the activities of regional independent living support councils on their web pages and analyzed comments and information of councils' meetings. The results are as follows. The housing support activities of independent living support councils are organized in part and classified into four types by the aims and member's role. Almost council points out their management's weakness and some have problems of the corporation between the housing sector and the welfare sector. The welfare community formation is started through the solving problems of housing for disabled person.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会福祉学

キーワード：居住支援 地域自立支援協議会 福祉コミュニティ

## 1. 研究開始当初の背景

障害者福祉研究の分野では、脱施設化の文脈で、地域居住の問題が議論されてきた。障害者の地域居住には居住差別の解消が必須であるが、それを乗り越える過程で、地域住民に理解が生まれ、さらには協力関係を構築する事例もみられる。現在、「居住サポート事業」等によって、住宅確保要配慮者への居住支援システムの構築が始まったばかりである。なかでも、障害者の住宅確保をテーマとした協働ネットワーク構築に、地域自立支援協議会が大きな役割を果たすことが期待される。一方、都市社会学では“福祉コミュニティ”の概念が論じられ、コミュニティソーシャルワーク理論では、地域ネットワークの形成と地域における総合的なケアシステムの構築の重要性が説かれている。つまり、見守りネットワークの構築や、簡単な補修サービスの提供など、居住支援は新たな福祉サービスの創造とその組織化を促す可能性を大いに孕んでいるといえる。

## 2. 研究の目的

本研究では、政策的に障害者の地域移行が実施される状況、また地域自立支援協議会の組織化が進展している点を踏まえ、地域自立支援協議会を中心とした、障害者の住居確保の困難を解決する居住支援活動の実態を明らかにすることを第一の目的とする。また、地域自立支援協議会での居住支援活動において、行政の住宅部局から地域住民まで含めた、多様な主体の協働ネットワークの形態を整理することを第二の目的とする。さらに、それらの協働ネットワーク化がもたらす、居住に関する様々な新たなサービスや地域社会の側の意識変化を把握し、障害者を含めた社会的統合を進める、現代的な福祉コミュニティの一つのありかたを考察する。

## 3. 研究の方法

本研究では、まずは文献資料や行政資料、または先行調査から、自立支援協議会や居住支援の内容を整理した。地域自立支援協議会への調査により、協議会での住居確保の取り組みに関する実態、居住部会を設置している協議会における活動内容と、同協議会における主体間の連携の状況の把握を行う。さらに、居住部会に参加している、障害福祉系の団体・主体の居住支援活動内容と意識、住宅系の主体・団体の居住支援活動内容と意識を把握する。それらの結果を踏まえて、居住支援を通じた協働ネットワークがもたらす福祉コミュニティのありかたを検討することを目指した。

## 4. 研究成果

### (1) 地域自立支援協議会及び居住支援協議会の役割と課題の整理

障害者の居住支援に関わる組織、団体は数多い。そこで、障害福祉分野および住宅分

野では、協議会形式のもと関係組織の連携や協働を図り、地域の居住支援を進めることを念頭においている。2つの協議会の概要について表にまとめた。

自立支援協議会は、障害者総合福祉法の89条に定められた組織であり、組織形態は地域により様々で、取り組むテーマも就労から地域移行まで幅広い。なかには“住まい”をテーマに活動している自立支援協議会もみられ、障害者の居住実態や課題及びニーズ把握や、居住関連資源の情報共有、物件探しに困難を抱えるひとへの支援方法の検討、不動産事業者との関係構築等に取り組んでいる。また、自治体への居住支援関連の政策提言や、居住関連資源サービスの連携等の居住支援の仕組みづくりや、住民や不動産事業者への障害者の理解を深める機会づくりも担っている。障害者の住まいの問題は、地域によって課題内容は異なるものの、どの地域でも解決すべき問題はあろう。“住まい”の活動に関わる自立支援協議会は多くはないが、居住支援の拡充に向けて、より一層の取り組みが期待される。

一方、住宅施策のもとに位置づけられる居住支援協議会は、住宅セーフティネット法の10条に定められた組織であり、主な活動内容は、あんしん賃貸支援事業の実施、宅建業者や住宅業界団体への住宅確保要配慮者の実態調査や、住宅セーフティネット整備推進事業の推進や貸主へのセミナー開催、住宅確保要配慮者を含めた住宅相談会などである。組織形態としては、都道府県によって若干異なるが、主に市町村、宅地建物取引業者、賃貸住宅管理事業者、居住支援団体等によって組織されている。

2つの協議会は、構成団体や活動内容について若干異なるものの、共通した活動も含まれており、地域の居住支援をすすめるためには緊密な連携が期待される場所である。

### (2) 居住支援の内容

まず「物件相談」では、その人が望む暮らしが実現できる住まいについて話し合うが、全ての条件が満たされる住まいを探すのは難しい。特に、障害特性や経済的状況は住まいの選択に大きく影響してくる。地域の賃貸物件の状況（家賃相場、地域環境、空き物件の分布）を鑑みながら、どのような物件ならば住めそうなのかを話し合う。相談のプロセスは、本人にとっても、具体的な暮らしをイメージする機会ともなる。

相談が終わると「物件探し」がはじまる。一般的には、不動産屋をまわるのだが、障害をもっているがゆえに断る事業者もいる。その際に、協力店リストも役立つ。部屋探しを繰り返すうちに、障害に理解ある不動産屋を見つけ、次回からはその業者に直接頼むケースも多い。また、不動産屋や家主への障害の告知については、契約締結段階で障害により断られるリスクもあり、本人の意向を尊重し

ながらも、早めの障害の告知も必要だろう。不動産屋も障害に関する情報をもとにした部屋探しが可能であり、入居後の本人への支援体制が整っている旨を伝えれば不安も拭える。

物件が決まり賃貸借契約を結ぶ際には「契約時の立ちあい」をする。保証人がいない場合は保証人協会や保証会社、公的な保証人制度などを利用する。契約の際には重要事項の他に、生活ルールや禁止事項の説明もあり、その内容をきちんと理解することを助けるのも必要だ。

賃貸契約が結ばれれば、新しい部屋に入居となり「引っ越し」の支援が必要となる。一人暮らしが初めてであると、家具や生活用品などアドバイスしながら買い物に付き添うこととなる。また、生活用品の買い物先や交通機関の利用の仕方、金融や行政機関の位置も一緒に把握しなければならない。生活環境が大きく変わるので、知的な障害をもつひとにとっては困惑することが多い。

居住を継続するための支援は、生活相談、安否確認、緊急時対応の3つがあげられる。

「生活相談」では、暮らし全般についての悩みや問題を話し合いながら解決していくことになるが、食事や掃除、洗濯といった基本的な生活行為もアドバイスや手伝いが必要な場合が多い。特に不衛生であると、本人の健康状態に影響を及ぼすだけでなく、臭いなどで近隣トラブルのもとにもなり、ひどい部屋の汚れが理由で追い出される心配もある。知的に障害があると、入浴や排せつなどに困難があると報告されており【補注】、生活相談できちんとした対応が求められる。また、金銭の管理が必要なひとには、自治体や社会福祉協議会などの制度を利用することも必要だろう。こういった生活上の相談は、個々の状況に応じたきめ細やかさが求められる。

「安否確認」も、安心して住み続けるために必要である。方法は、直接訪問、電話での確認、機器を利用する方法など様々であるが、利用者が嫌がらない限り、定期的に部屋を訪問するのが望ましい。暮らしの様子や、近隣関係などを、訪問時にさりげなく把握できる。また、利用者にとっても直接顔を合わせることで相談もしやすい。定期的に来てくれることで安心感も得られる。

「緊急対応」では、電話連絡や警報装置などを活用するのだが、必ずしも本人から連絡がくるとは限らないので、大家や管理会社に連絡先を覚えておく必要があるだろう。また、災害時には緊急対応がより困難になると予想される。事前に、災害発生時の行動ルールを利用者と確認しておくことも不可欠である。特に知的な障害がある場合は、危険な状況を理解しづらいことは指摘されており、情報を伝えることや避難などの誘導の方法を個別に検討しておくことは、安全な暮らしには欠かせない。

退去についても支援も居住支援の一部に含まれる。高齢者への居住支援では、死亡等による退去時の支援が主となるが、障害者への支援時にも、入院の長期化により（特に精神障害の場合に多いが）、部屋から退去を求められる場合もある。また高齢化により施設入所するケースや、もしくは亡くなるケースもある。そういった際には残存家財の処分や賃貸契約終了に関する手続きに対して支援する必要がある。

### （3）地域自立支援協議会の居住支援の取り組みの実態と意識

まず全国の都道府県および市町村の地域自立支援協議会について、インターネットを用いて、その取り組みを調べたところ、居住に関連する部会設置や活動の実施が一部に限られていることがわかり、その原因として協議会の運営体制の脆弱性や、課題の優先順位が低いこと、福祉部局と住宅部局の連携の困難さが挙げられていた。

次に居住支援を実施している地域自立支援協議会の実態と意識調査を実施した

居住部会を設置している協議会にヒアリング調査を実施し、部会の活動内容をまとめたところ、大きくは、圏域内の居住関連の地域資源の整理、研修会の開催、居住ニーズ調査、居住支援関連制度の設置に分類できた。一方で、居住のテーマの絞りづらさや、成果の見えにくさ、事業者や家主との連携不足が課題として挙げられており、部会設置にいたったものの、単年度の取り組みにとどまる協議会もみられた。

### （4）地域自立支援協議会への参加組織の状況把握と意識調査

地域自立支援協議会の居住関連の部会において、協議会参加団体の居住に関する地域の活動実態と居住に関する課題把握を行ない、居住問題解決にむけた福祉コミュニティのありかたを検討した。具体的には、札幌市厚別区地域自立支援協議会の地域部会に実際に参画し、参加団体から地域の居住課題を抽出し、その解決にむけて主体間の連携の可能性や部会活動の方向性を議論した。その結果、現状では障害者の住まいについての地域理解や公民連携は進んではいないが事業者、利用者、支援団体、行政とも、居住の問題解決のプロセスにおいて福祉コミュニティの形成が不可欠であるとの意識があることがみてとれた。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

①古山周太郎：居住支援、住宅施策の現状と課題、今後の展望：発達障害研究36巻4号、2014年、ページ数未定

〔学会発表〕（計 件）

6. 研究組織

(1) 研究代表者

古山周太郎 (KOYAMA, Shutaro)

奈良県立大学・地域創造学部・准教授

研究者番号：80530576